

東京都公立大学法人の第四期中期目標期間における業務実績評価及び 令和5年度の中期計画進捗状況確認について

東京都公立大学法人の第四期中期目標期間における業務実績評価は、次のとおり実施する。また、見込評価及び期間実績評価を実施しない年度には、中期計画進捗状況確認を行う（調整中）。

1 評価方針及び評価方法について（資料2参照）

東京都公立大学法人の業務実績評価方針及び評価方法について、資料2のとおり改正案を作成中。主な変更点は以下のとおり。

- (1) 法改正に伴う年度評価、年度計画及び毎年度の業務実績報告に係る記載の削除
- (2) 中期計画の進捗状況確認に係る項目の追加

2 法定の見込評価及び期間実績評価について

(1) 評定段階の変更について（資料3参照）

資料3のとおり、法人による自己評価及び評価委員会による評価の評定段階を、A+、A、B、C、Dとする。

(2) 評価委員会による項目別評価の評定単位（大項目）の変更について（資料4参照）

項目別評価の評定単位となる大項目の数を、資料4のとおり25項目とする。

(3) 評価結果の反映状況の公表について（資料5参照）

見込評価及び期間実績評価における評価結果を中期計画及び業務運営の改善に反映し、その反映状況を公表することについては、引き続き法定事項となる。

今年度実施した期間実績評価等の評価結果の反映についても同様。

評価結果反映状況公表の様式は資料5のとおり第三期中期目標期間から変更なし。

3 法定評価を行わない年度に実施する中期計画進捗状況確認について

(1) 法人が作成・提出する「中期計画進捗状況報告書」について（資料6、参考資料1参照）

中期計画の進捗状況確認の実施に伴い、資料6のとおり令和5年度東京都公立大学法人中期計画進捗状況報告書作成要領（案）を作成中

資料6別紙のとおり、報告様式を作成。見込評価・期間実績評価の際の様式については、参考資料1のとおり進捗状況報告の様式と近い記載項目・形式とする予定

(2) 法人による自己評価及び分科会による進捗確認・意見の方法等について（資料6参照）

現時点の案は資料6のとおりだが、詳細については引き続き調整中

(3) 進捗状況に係る意見の反映状況の公表について（参考資料2参照）

2（3）と同様、参考資料2の様式により報告・公表を行う予定

※資料2「東京都公立大学法人の業務実績評価方針及び評価方法（案）」及び資料6「令和5年度東京都公立大学法人中期計画進捗状況報告書作成要領（案）」は、委員意見を参考に更に検討を行い、変更となる可能性がある。次回分科会で審議予定。